

# 失われた食の安全!?! グリホサートの脅威

※ 除草剤の主成分

ドイツの大手製薬会社であるバイエルがモンサント社を買収したことは周知のとおりです。

そのモンサント社が開発した除草剤「ラウンドアップ」の主成分がグリホサートです!

とりわけ遺伝子組換え作物の栽培には、このグリホサートは欠かすことのできない存在となっています。

このグリホサートについては、これまで植物のみに有効で、人や生態系には安全と宣伝されてきましたが、近年、国際学術誌などでも健康被害による多数の論文が発表されており、今や世界では発がん性を危惧して禁止もしくは規制する国も多くなっているのですが、なぜか日本では逆に2017年にグリホサートの残留基準値が大幅に緩和されました。また、その使用量も増えています。

一方、米国の農産物は大豆の90%以上が、そ

してトウモロコシのほぼ100%が遺伝子組換え作物で、これらの栽培の全てにグリホサートが使用されています。しかも米国では、小麦については遺伝子組換えではなくとも、収穫前に乾燥目的でラウンドアップが散布されています。(ポスト・ハーベスト = 収穫時に農薬散布すること)

2017年の農林水産省による輸入小麦のグリホサート残留分析結果を見ますと、米国の検出率は97%、カナダは100%となっています。ご承知のとおり、我が国は小麦の約9割を輸入に依存しており、しかもその大部分をアメリカとカナダに依存しています。(表紙の図参照)

結果、国内の小麦のほとんどが米国・カナダ産です。そこで、私は3月の定例会・一般質問において、本市の教育委員会に対し、学校給食の安全性について質問しました。

以下、議事要約を掲載します。

## 小麦の7割以上が米国・カナダ産

### 三宅隆介 質問

現在、川崎市の学校給食における小麦、大豆、トウモロコシ等の国産率及びアメリカの農産物への依存度は?

### 教育委員会 答弁

国産の供給量が少ない小麦粉、うどん及びそうめんを除くパンやパスタ等の小麦粉製品などは外国産を使用しております。

また、アメリカ産を使用している食材につきましては、小麦粉及び小麦粉製品がございまして、パンにつきましては、アメリカ産2割、カナダ産が8割となっておりますが、パスタ等の原材料の産地指定はしていないことから、その割合については把握しておりません。

## 三宅の視点 / 隆介の発想

現在、アメリカ産の牛肉からもグリホサートが検出されています。なお、日本の畜産業界で使用されている配合飼料にもアメリカ産のトウモロコシ等が使われています。

即ち、国産の肉、牛肉、卵からもグリホサートが検出されるケースがあります。

元農林水産大臣の山田正彦氏によれば、国会議員を含む28人の毛髪をフランスの検査機関「クズサイエンス」に送って検査したところ、なんと28人中21人から、すなわち7割の割合でグリホサートが検出されたとのこと。

もう既に多くの日本人の体内にグリホサートが蓄積されている可能性が高いことが推測されます。

## パン食からコメ食へ / 小学校給食

### 三宅隆介 質問

学校給食に責任を負う教育委員会としても、食の安全という観点からグリホサート問題に注視していくべきでは?

### 教育委員会 答弁

グリホサートにつきましては、人体への発がん性や、残留基準値が改正されたことによる健康被害などについて、国内外で様々な見解があることは認識しているところでございますので、今後も国の動向を注視するなど情報収集に努めてまいります。

## 三宅の視点 / 隆介の発想

武士の情けで突っ込みませんでした。教育委員会は「グリホサートの健康被害の可能性については認識している」と答弁していますが、今回、私が議会で質問するまで教育委員会のほか、食の安全を所管する「健康福祉局」「経済労働局」の各部署の担当者は誰一人として「グリホサート」の存在を知りませんでした。それが実情です。

世界では主要国の多くがグリホサートの基準値や規制を強化しています。そうしたなか日本だけが基準値を緩和しています。

現在、川崎市の小学校給食については、月のうち半分ちかくがパン食です。前述のとおり、小麦については9割が輸入で、そのうち8割以上がアメリカ産及びカナダ産です。なによりも学校給食においてはパン食よりもコメ食の比率を高めていくべきことを提言しました。

川崎市議会議員

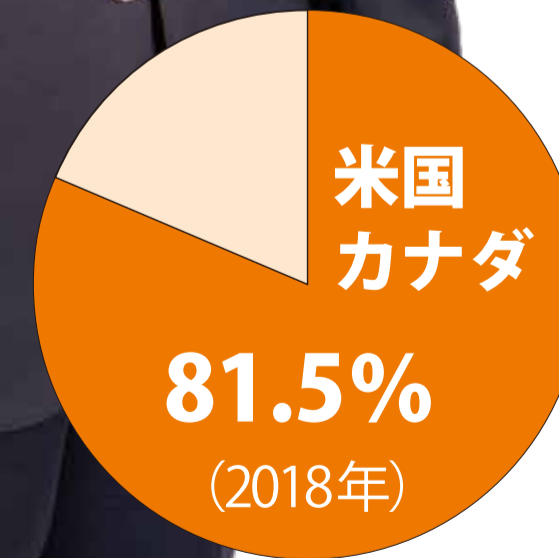
# 三宅隆介



小麦の輸入比率



輸入小麦国別シェア



グリホサートの脅威

※ 除草剤の主成分

4面

# 失われた食の安全。

2~3面

# 堤防はあてにならない。

## 大流域の洪水制御システム



詳しい内容はYou Tubeでも!



<http://ryusuke-m.jp/>

三宅隆介

### 三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。  
大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、  
松沢成文(当時・衆議院議員)秘書。  
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選、現在5期目。  
川崎市多摩区中野島在住。

# 治水の大原則は、1cmでも2cmでも水位を下げること！

令和元年東日本台風(台風19号)は、本市においても甚大な被害をもたらしました。多摩川の石原水位観測所では既往最高の水位を記録し、多摩川の支川である三沢川(多摩区)や平瀬川(高津区)の周辺地域、そして武蔵小杉地域などにおいても深刻な浸水被害が発生しました。

この事態をうけ本市は『多摩川緊急治水対策プロジェクト』を策定したところですが、今定例会において、本対策における市と国の役割及び取組の具体的内容について質問に立ちました。

以下、質疑内容の概略を記載します。

## チーム治水を構築せよ！

### 三宅隆介 質問

多摩川のような大流域における治水の大原則は、洪水の水位を1センチでも2センチでも下げることにあります。水位を下げる手法は概ね6つある。

- ①川幅を広げて水位を下げる！
- ②流速を高めて水位を下げる！
- ③河川の付け替え等、ほかへ誘導して水位を下げる！
- ④川底を削って水位を下げる(浚渫)！
- ⑤特定の場所で溢れさせ水位を下げる(遊水地)！
- ⑥上流で洪水をためて水位を下げる(ダム)！

これら6つの手法の総合力によって、1センチでも2センチでも洪水の水位を下げるのが治水の大原則である。

ゆえに、ダム、遊水地、河道掘削、あるいは河道の付け替え等々、あらゆる洪水防御システムを総合的に構築することで、堤防への負荷を低減していかなければならない。即ち、堤防だけ頑丈にしても駄目である。

そこで何うが、プロジェクトでは河道掘削と既存ダムの洪水調整機能の強化が検討されているようだが、現在、多摩川流域では治水ダムは何か所あり、治水のための容量はどのくらいあるのか？

### 建設緑政局長 答弁

多摩川流域には治水目的のダムは設置されておりません。多摩川上流に東京都が管理する利水ダム(小河内ダムと白丸調整池ダム)があり、これらの利水ダムの貯水容量をダムの操作規則等を変更することにより、緊急時に洪水調節機能として活用することで対処したい。

## 巨宅の視点 / 隆介の発想

### 多摩川には治水ダムが一つもない！

衝撃的な事実ですが、建設緑政局長の答弁のとおり、多摩川には治水ダムは一つもなく、利水ダムしかありません。大都市を貫く大流域の上流部に治水ダムが一つもないというのは実に致命的です。昨年の台風19号の際、利根川や江戸川の水位がギリギリのところを持ちこたえたのは何よりも上流部のダムが機能したからです。建設緑政局長は「小河内ダムの操作規則等を変更することにより、緊急時にうまく洪水を調節させたい」と答弁していますが、この種のソフト的な対応では限界があります。

### 小河内ダムを多目的ダム化せよ！

多摩川に治水ダムが一つもないという現状では、いつ来るのか予測し難い台風や集中豪雨に対して、多摩川の水位を下げることはできず、下流域の堤防に一層の負荷をかけることとなります。

そこで私は、新たな治水ダム建設には時間を要することが明らかなことから、既存の小河内ダムをかさ上げし、治水と利水の多目的ダムにするべきことを提案しました。もちろん緊急的なソフト面での対策も必要ですが、20~30年先を見据え、一刻も早く堤防の負荷を低減するためのハードウェアとしての災害対策の必要性を痛感します。

### 政府は国民を守るためのカネを使え！

我が国は世界でも屈指の超自然災害大国です。列島を貫く2000m級の脊梁山脈からは海にむかって滝のように無数の川が流れ落ちてきます。加えて国土は台風の通り道であり、昨今では気候変動から集中豪雨も増えています。ゆえに他国に比べ治水事業におカネを要するのは当然です。しかしながら、その実態は下のグラフのとおりです。



## 大流域の洪水防御システム

### 治水において堤防への依存は危険！

治水施設のなかで一番あてにならないのが堤防です。特に多摩川のような都市部を貫く大流域においては、堤防を強化するのではなく、できうるかぎり堤防に負荷をかけないように洪水の水位を1センチでも2センチでも下げることが必要です。

### 多様な治水施設による負荷軽減を！

治水の原則は、各種治水施設への負荷を軽減することです。ダム、遊水地、貯水施設、河川の浚渫、堤防などなど、これらの多様な治水施設や治水施策を組み合わせることにより、各治水施設の洪水負荷を軽減することが求められます。

これが、「複数の施設がチームとなり街を守る」というチーム治水の洪水防御システムです。



令和2年1月4日付、三宅隆介 Web サイトブログより

## 災害対策は…

### 1にインフラ！ 2にマンパワー！ 3に法整備！

昨年の10月に発生した台風19号により、多くの川崎市民が、①インフラ整備、②行政職員のマンパワーの重要性を改めて認識されたのではないのでしょうか。

これまで、公務員ルサンチマンによる効率性重視と、家計簿的な発想による黒字財政を追求してきた川崎市では、とくにインフラの遅れと職員のマンパワー不足が明らかに顕著です。

川崎市は、行政需要(市民が行政に求める仕事量)が年々増えているのに、それに反比例して職員(正規職員)を削減してきました。

「避難所の対応が悪かった」という市民意見が未だ絶えませんが、そもそも平素からオーバーワーク気味の職員体制であるにもかかわらず、「有事にも対応しろ…」と望むほうが無理な話なのです。

川崎市は人件費を抑制するため正規職員を減らし嘱託職員やらアウトソーシングやらを増やしてきましたが、そうした職員たちに「災害時の業務遂行義務」はない。

「災害時でも業務遂行義務」を負っているのは正規の職員だけです。どうかこれを機に「薄らネオリベ」に洗脳されてきた市民は考えを改めてほしい。(※ネオリベ=新自由主義)

さて、災害対策は例えば川崎市などの基礎自治体がまず是对応することになっていますが、今回の台風のような大きな災害の場合、やはり国家が全面的にでなければなりません。

なんといっても、国民の最終の拠り所となるのは国家です。例えば、東京都の江戸川区は、海拔ゼロメートルの地域を多く有しています。江戸川区のハザードマップには「水害がおきたらここにはダメです」と書かれていますが、仮に全区民が避難するような事態になってしまうと、今回の川崎市がそうであったように、とてもとても区役所レベルでは対応できません。

私の住む多摩区だけでも20万人以上の人口がいますが、江戸川区には70万人の区民がいます。そもそも、これほどの人数を短期間で移動させるのは至難の技で計画そのものに無理があるように思うのですが、それでも大災害時にはその全員が避難対象となります。

そのとき、区の役割がどうの、都の責任がどうのと言っている暇はありません。避難計画を遂行するには、やはり区や都、市や県のレベルを超えて国家の力を借りるほかない。そのために必要になるのが、憲法を含めた緊急事態対応の法整備です。しかも、「想定外」と言わせない法整備です。気象の凶暴化が激しくなっており、これだけ災害が大規模化、深刻化している昨今、昨年の台風19号よりもっと大きな台風が来ることを私たちは日本国民は覚悟しておかねばなりません。

ゆえに政治は、①インフラの充実、②マンパワーの確保、③法体系の整備、の3つを早急に備えておかねばならないと思うのです。備えあれば憂いなし…